

廃炉発官R5第139号
令和5年12月20日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

A L P S 処理水の分析において全 α 放射能が検出された場合に福島第一原子力発電所構内の化学分析棟で組成の確認を実施する。

また、化学分析棟での魚類等トリチウム分析において、環境空気中のトリチウムによる分析への影響が確認されたことに伴い、化学分析棟に環境空気中トリチウムの影響を排除した分析エリアを増床するため、以下の変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

附則

- ・化学分析棟増床に伴う変更
- ・免震重要棟の管理対象区域の区域区分変更に伴う記載削除
- ・使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の新設エリアモニタ運用開始に伴う記載削除
- ・増設雑固体廃棄物焼却設備の設備移管完了に伴う記載削除

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・化学分析棟増床に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・化学分析棟増床に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附則

- ・化学分析棟増床に伴う変更
- ・免震重要棟の管理対象区域の区域区分変更に伴う記載削除
- ・増設雑固体廃棄物焼却設備の設備移管完了に伴う記載削除

添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2 / 2)

- ・化学分析棟増床に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・化学分析棟増床に伴う図面の変更
- ・図面の適正化

第3編 (保安に係る補足説明)

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

3.1.2 放射線管理

- ・ α 核種分析に関する記載の追加
- ・ 記載の適正化

以 上